

掛川市告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成29年3月1日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月1日

掛川市長 松井三郎

NO	路線名	起 点	終 点	新旧別	幅 員
1	十九首本 通り線	下俣字五十ノ坪219-1	十九首字十九首75	新	6.50m～7.00m
				旧	5.70m～6.80m